



平成 30 年 1 月 15 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 妙 徳
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 伊 勢 幸 治
(コード番号：6265)
問 合 せ 先 責 任 者 取 締 役 執 行 役 員 泉 陽 一
(TEL. 03-3759-1491)

第三者割当による行使価額修正条項付第 1 回新株予約権の発行に関するお知らせ

当社は、平成 30 年 1 月 15 日開催の取締役会において、第三者割当による行使価額修正条項付第 1 回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）の発行に関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 募集の概要

(1)	割 当 日	平成 30 年 2 月 1 日
(2)	新 株 予 約 権 数	780 個
(3)	発 行 価 額	本新株予約権 1 個当たり 3,703 円 (本新株予約権の払込総額 2,888,340 円)
(4)	当 該 発 行 に よ る 潜 在 株 式 数	潜在株式数：780,000 株（本新株予約権 1 個当たり 1,000 株） 下限行使価額（下記（6）を参照。）においても、潜在株式数は 780,000 株であります。
(5)	資 金 調 達 の 額 (差引手取概算額)	430,788,340 円（注）
(6)	行 使 価 額 及 び 行 使 価 額 の 修 正 条 件	当初行使価額 555 円 上限行使価額はありません。 下限行使価額は 333 円（別紙発行要項第 13 項による調整を受ける。以下「下限行使価額」という。） 行使価額は、平成 30 年 2 月 2 日以降、本新株予約権の各行使請求の効力発生日（以下「修正日」という。）に、修正日の直前取引日（同日に終値がない場合には、その直前の終値のある取引日をいい、以下「算定基準日」という。）の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）における当社普通株式の普通取引の終値の 90%に相当する金額（円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を切り上げる。）に修正されます。ただし、修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、修正後行使価額は下限行使価額とします。
(7)	募 集 又 は 割 当 方 法 (割 当 予 定 先)	第三者割当の方法により、大和証券株式会社（以下「割当予定先」という。）に全ての本新株予約権を割り当てます。
(8)	譲 渡 制 限 及 び 行 使 数 量 制 限 の 内 容	本新株予約権に関して、当社は、割当予定先との間で、本新株予約権に係る買取契約（以下「本新株予約権買取契約」という。）において、下記の内容について合意します。 ①新株予約権の行使制限措置 当社は、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 434 条第 1 項及び同規程施行規則第 436 条第 1 項乃至第 5 項の定め並びに日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」に従い、MSCB 等の買受人による転換又は行使を制限するよう措置を講じるため、所定の適用除外の場合を除き、本新株予約権の行使をしようとする日を含む暦月において当該行使により取得することとなる株式数が本新株予約権

ご注意：この文書は、当社の行使価額修正条項付第 1 回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

		<p>の払込期日における当社上場株式数の10%を超えることとなる場合の、当該10%を超える部分に係る新株予約権の行使（以下「制限超過行使」という。）を割当予定先に行わせないことを合意する予定です。</p> <p>また、割当予定先は、上記所定の適用除外の場合を除き、制限超過行使を行わないことに同意し、本新株予約権の行使に当たっては、あらかじめ、当該行使が制限超過行使に該当しないかについて当社に確認を行うことを合意します。割当予定先は、本新株予約権を譲渡する場合には、あらかじめ譲渡先となる者に対して、当社との間で制限超過行使の内容を約束させ、また、譲渡先となる者がさらに第三者に譲渡する場合にも当社に対して同様の内容を約束させるものとします。</p> <p>②新株予約権の譲渡制限</p> <p>割当予定先は、当社の取締役会の事前の承認がない限り、割当てを受けた本新株予約権を当社以外の第三者に譲渡することはできません。割当予定先は、本新株予約権を譲渡する場合には、あらかじめ譲渡先となる者に対して、当社との間で譲渡制限の内容を約束させ、また、譲渡先となる者がさらに第三者に譲渡する場合にも当社に対して同様の内容を約束させるものとします。ただし、割当予定先は、当社の普通株式（本新株予約権の権利行使により取得したものを含む。）を第三者に譲渡することは妨げられません。</p>
(9)	本新株予約権の行使期間	平成30年2月2日から平成32年2月3日（ただし、別紙発行要項に従って当社が本新株予約権の全部を取得する場合には、当社が取得する本新株予約権については、当社による取得の効力発生日の前銀行営業日）まで。ただし、行使期間の最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を最終日とします。
(10)	その他	当社は、割当予定先との間で、金融商品取引法に基づく本新株予約権の募集に係る届出の効力発生後に、本新株予約権の行使等について規定した覚書（以下「覚書」という。）を締結する予定です。詳細については、別記「2. 募集の目的及び理由（3）本新株予約権の商品性」をご参照ください。

（注）資金調達額は、本新株予約権の発行価額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額から、本新株予約権に係る発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。なお、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。そのため、本新株予約権の行使価額が修正又は調整された場合には、資金調達の額は増加又は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、資金調達の額は減少します。

2. 募集の目的及び理由

（1）資金調達の主な目的

当社グループの事業内容は、真空機器（※1）及び関連製品の製造及び販売であり、当社グループの主たる製品は真空発生器（コンバム）（※2）、真空吸着パッド（※3）、圧力センサ（※4）等です。

このうち、当社グループの真空発生器のブランドである「コンバム（CONVUM）」については、国内市場における当社推計のシェアが約11パーセントであり（※5）、当社グループの真空吸着パッドと共に国内市場において広く認知されていると考えております。当社グループでは、「コンバム・パッド No.1」をスローガンとして掲げ、顧客ニーズに応えるため、老舗メーカーとして蓄積された独自技術・ノウハウに基づき、新規開発を行っております。また、当社グループ製品の国内シェアの更なる拡大と共に、海外においては特にアジア地域（※6）の売上拡大を推進し、当社グループ全体の売上拡大を目指しております。そのために、真空発生器のコンバムについては、製品の開発により売上の増大を図っており、その一環として現在IoT（※7）に対応したコンバムの開発を進めております。また、真空吸着パッドについては、新製品の販売が増大している製品でありかつ当社独自技術による製品であることか

ご注意：この文書は、当社の行使価額修正条項付第1回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

ら、競争力強化のためにゴム素材や樹脂素材の基礎研究（以下「当社基礎研究」という。）に力を入れております。

当社では、成長戦略の推進のため、当社独自技術による商品であるとともに新製品の販売拡大により売上が伸長している製品である真空吸着パッドについて、当社基礎研究の成果を踏まえて新製品開発のスピードを上げて市場投入を実施していくために、製品の質・内容、生産量の増大及び生産効率の観点からの生産能力の増強を図ることが必要であると考えております。そのためには、真空吸着パッド製造工場の老朽化した状況に鑑み、真空吸着パッド製造の新工場を建設するとともに、当該新工場に真空吸着パッドゴム成型用油圧プレス機、射出成型品用射出成型機などを導入し、新規設備投資を行うことが適切な手段であると判断いたしました。

一般の資金調達により当社の更なる成長と安定的な財務体質の構築を実現し、一層の経営安定化と企業価値の向上を図ることで、株主の皆様をはじめステークホルダーの利益の最大化に努めてまいります。

なお、今回のエクイティ・ファイナンスにおける具体的な資金使途及び支出予定時期につきましては、下記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途」に記載しております。

当社は、新工場に新規導入予定の自動化設備を使用した製造工程を確立し、当社への技術の定着を促すことを企図しております。また、その次の段階として海外子会社における製造を積極的に進め、製造コストの削減を図ることによって、より一層の成長戦略の推進に取り組んでまいります。さらに、新工場の新規設備を用いた生産体制の中で、当社独自製品の真空吸着パッド及びIoTに対応したコンバム等の製品開発・研究開発の実証研究を行い、当社独自の技術により差別化された製品の開発・提供を積極的に進めてまいります。

- (※1) 真空機器：圧縮空気を利用し真空を発生させる機器である真空発生器を代表例とする真空技術を利用した機器の一般名称です。
- (※2) コンバム：真空発生器の当社の呼称であり、圧縮空気を利用し真空を発生させる機器です。現在、主として、各種製造工場における各工程の自動化装置に使用されています。
- (※3) 真空吸着パッド：コンバムに接続され、対象物を吸着保持するために使用されるパッドです。ゴム成型して製造されるゴム素材のものと射出成型品（射出成型品とは、主に軟化する温度に加熱した樹脂素材（プラスチック等）を、圧力を加えて金型に押し込み、型に充填して成形して製造された製品をいいます。）である樹脂素材のものがあります。
- (※4) 圧力センサ：圧力の変化を検知するために使用されるセンサです。
- (※5) 当社ホームページの「IR情報」、「IRニュース」、「67期」の2017年8月25日付第67期第2四半期決算説明会資料をクリックして表示される「2017年12月期第2四半期決算説明会」資料の12頁
- (※6) 当社は、アジア地域において、今後、オートメーション化の進行とともに真空発生器及び真空吸着パッドをはじめとする自動化対応機器に対する需要が高まることを想定しております。
- (※7) Internet of Things（モノのインターネット）の略称であり、あらゆる機器がインターネットに接続されてくることをいいます。

（2）本新株予約権を選択した理由

当社は、上記「（1）資金調達の主な目的」に記載した内容を実行するために、割当予定先から提案を受けた本スキームを含めて資本性調達手法のみならず、負債性調達手法を含めた手法について下記記載のとおり検討を行いました。今回の資金の調達については、新工場の建設及び新規設備の導入により、当社主力商品である真空吸着パッドの生産効率の向上及び生産能力の拡大を図るとともに、製品の新規開発に資することにより、今後の収益性の向上や企業価値の向上に寄与し既存株主を含めた株主全体の利益につながるという観点及び財務基盤の強化、負債調達余力の拡大に資するという観点の双方からエクイティ性のファイナンスを実施することが適切であると判断いたしました。当社としては、公募増資と異なり発行後の株価上昇時においてそのメリットを享受することができること、当社の判断によって希薄化をコントロールしつつ資金調達や自己資本増強が行えること、資金調達の機動性及び蓋然性が確保された手法であるかを重視いたしました。

ご注意：この文書は、当社の行使価額修正条項付第1回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

【本スキームの特徴】、【本スキームのデメリット】及び【他の資金調達方法との比較】に記載のとおり検討した結果、また、下記「(3) 本新株予約権の商品性」に記載した本新株予約権並びに割当予定先と締結する予定の覚書及び本新株予約権買取契約の内容を考慮して、本スキームが当社にとって最良の資金調達方法であると判断いたしました。

【本スキームの特徴】

① 希薄化への配慮

割当予定先と当社との間で締結する予定の覚書により、当社は行使禁止期間を定めることができます。資金調達を優先しつつも、株価動向や資金の喫緊性等を勘案できるようにするために設定しており、当社による希薄化のコントロールが一定程度可能となります。

② 最大希薄化が限定されていること

本新株予約権の目的である普通株式数は780,000株（議決権780個相当）で一定であり、最大増加株式数は限定されております。なお、発行決議日における発行済株式総数に対する最大希薄化率は9.41%（平成29年6月30日現在における総議決権数7,310個に対する最大希薄化率は10.67%）となります。本新株予約権の行使の結果交付されることとなる当社普通株式には、全て当社の自己株式を充当する予定であるため、本新株予約権の行使により当社の発行済株式総数は増加しません。

③ 株価上昇によるメリットが享受できること

行使価額の上限が設定されていないため、株価上昇時には調達額が増大するメリットを享受できます。

④ 流動性の向上

割当予定先が、本新株予約権の権利行使により交付される株式を市場にて売却することにより流動性の向上が期待できます。

⑤ 資金調達の柔軟性

本新株予約権の払込金額（発行価額）と同額の金銭を対価として、いつでも本新株予約権の全部を取得できます。これにより、将来、本新株予約権による資金調達の必要がなくなった場合や当社が別の資金調達方法が望ましいと判断した場合には、当社の裁量により切替えを行うことができ、今後の資本政策の柔軟性が確保されております。

⑥ 譲渡制限

割当予定先は、当社取締役会の事前の承認を得ることなく、本新株予約権買取契約に基づき当社以外の第三者に本新株予約権を譲渡することはできません。

また、本スキームには下記のデメリットが存在しますが、上記のとおり、当社にとって当該デメリットを上回る優位性が評価できるものと考えております。

【本スキームのデメリット】

① 本新株予約権の発行時点では本新株予約権の発行価額の総額だけの資金調達となり、権利行使の進捗によって資金調達目的が実現できることとなります。割当予定先は権利行使を行う義務は負っておらず、市場環境等を考慮しながら権利行使を行うスキームとなっており、権利行使が完了するまでには一定の期間を要することが想定されます。また、割当予定先が取得請求通知を行った場合には、当社は残存する本新株予約権の全部を取得するため権利行使が行われな

いこととなります。

② 株価が下落した場合には、調達額が予定額を下回る可能性があります。

③ 割当予定先が権利行使請求により取得した株式を売却した場合には、株価下落の要因となりえます。

④ 第三者割当形態となるため、資金調達を行うために不特定多数の新規投資家を幅広く勧誘することはできません。

本新株予約権を選択するにあたり、下記のとおり、他の資金調達方法と比較検討を行った結果、本スキームが現時点において当社にとって最良の選択であると判断いたしました。

ご注意：この文書は、当社の行使価額修正条項付第1回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

【他の資金調達方法との比較】

① 公募増資との比較

公募増資による新株式発行は、即時の資金調達が可能であるものの、一定期間をかけて各時点の株価等を基準に調達を行うのではなく一時点における株価等を基準に調達を行うほか、希薄化についても即時に生じるため、株価に対して直接的な影響を与える可能性があります。一方、本新株予約権の行使価額は、別紙発行要項第12項記載のとおり、修正日に、算定基準日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の90%に相当する金額に修正されることから、発行後の株価の上昇時においてそのメリットを享受することができるほか、複数回による行使及び行使価額の分散が期待され、行使禁止通知により行使時期を一定程度コントロールすることができるため、株価に対する一時的な影響が小さいと考えられます。

② 第三者割当による新株式発行との比較

第三者割当による新株式発行は、即時の資金調達が可能であるものの、希薄化についても即時に生じるため、株価に対して直接的な影響を与える可能性があります。一方、本新株予約権の行使価額は、別紙発行要項第12項記載のとおり、修正日に、算定基準日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の90%に相当する金額に修正されることから、複数回による行使及び行使価額の分散が期待されるほか、行使禁止通知により行使時期を一定程度コントロールすることができるため、株価に対する一時的な影響が小さいと考えられます。また、割当先が相当程度の議決権を保有するため、当社の株主構成やコーポレートガバナンスに影響を及ぼす可能性等に鑑み、現時点では適切な割当先が存在しないと考えております。

③ 第三者割当型転換社債型新株予約権付社債との比較

第三者割当型転換社債型新株予約権付社債（以下「CB」という。）は、様々な商品設計が考えられます。一般的には割当先による転換権の行使が制限されないため、当社は希薄化をコントロールできませんが、本スキームでは、割当予定先と当社との間で締結予定の覚書により、当社は行使禁止期間を定めることができるため、当社による希薄化のコントロールが一定程度可能となります。また、株価に連動して転換価額が修正されるCBは、一般的には転換により交付される株式数が転換価額に応じて決定されるという構造上、転換の完了まで転換により交付される株式総数が確定しないため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられます。

④ ライツ・オフERINGとの比較

いわゆるライツ・オフERINGには、当社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・オフERINGと新株予約権の権利行使は株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・オフERINGがあります。コミットメント型ライツ・オフERINGは、国内における事例が少なく事前準備に相応の時間を要することや引受手数料等の発行コストの増大が予想されます。また、ノンコミットメント型ライツ・オフERINGでは、既存投資家の参加率が不透明であることが、資金調達の蓋然性確保の観点から不相当であると判断いたしました。

⑤ その他の商品性の第三者割当型新株予約権との比較

第三者割当型新株予約権は、様々な商品設計が考えられます。例えば、権利行使価額が固定の新株予約権では、株価が権利行使価額を上回らない限り、権利行使が進捗せず資金調達目的が達成できないことが懸念されます。加えて、株価上昇時には当社はその株価上昇メリットを享受できません。

⑥ 借入・社債との比較

借入や社債による資金調達では、利払い負担や返済負担が生じるとともに、当社の財務健全性の低下が見込まれます。

(3) 本新株予約権の商品性

本スキームにおいては、割当予定先に対して行使価額修正条項付新株予約権780個を第三者割当により発行いたします。当社にとっては、割当予定先からの本新株予約権の権利行使の都度、資金調達が行われる仕組みとなっております。

本新株予約権の行使価額は、当初555円ですが、修正日に、算定基準日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の90%に相当する金額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切

ご注意：この文書は、当社の行使価額修正条項付第1回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

り上げる。)に修正されます。ただし、かかる修正後行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、修正後行使価額は下限行使価額とします。

割当予定先は、当社の取締役会の事前の承認がない限り、本新株予約権買取契約に基づき割当てを受けた本新株予約権を当社以外の第三者に譲渡することはできません。

割当予定先は、本新株予約権を譲渡する場合には、あらかじめ譲渡先となる者に対して、当社との間で譲渡制限の内容を約束させ、また、譲渡先となる者がさらに第三者に譲渡する場合にも当社に対して同様の内容を約束させるものとします。

なお、本新株予約権には、当社の決定により本新株予約権の全部の取得を可能とする条項が設けられています(詳細は、別紙発行要項第16項を参照。)。また、当社は、割当予定先との間で、金融商品取引法に基づく本新株予約権の募集に係る届出の効力発生後に、本新株予約権買取契約を締結するとともに、下記概要の覚書を締結する予定です。

① 覚書に基づく行使禁止について

当社は、取締役会の包括委任決議により取締役会から委任を受けた代表取締役社長の決定により、割当予定先に対し、いつでも本新株予約権の行使を禁止する旨の通知(以下「行使禁止通知」という。)を行うことができます。

行使禁止通知において、当社は割当予定先に本新株予約権について権利行使を禁止する期間(以下「行使禁止期間」という。)を指定します。当社が行使禁止通知を行った場合には、割当予定先は、行使禁止期間において本新株予約権を行使することができません。当社は、割当予定先による行使禁止通知の受領後も、取締役会の包括委任決議により取締役会から委任を受けた代表取締役社長の決定により、将来に向かって当該通知を撤回し、取り消し、又は変更することができます。

なお、いずれの行使禁止期間の開始日も、平成30年2月2日以降の日とし、いずれの行使禁止期間の終了日も、平成32年1月3日以前の日とします。

② 覚書に基づく取得請求について

平成31年2月4日(同日を含む。)以降のいずれかの取引日に、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が本新株予約権の下限行使価額を下回った場合において、当該取引日以降の取引日、又は平成32年1月2日(同日を含む。)以降平成32年1月10日(同日を含み、かつ、同日必着とする。)までの期間内の取引日のいずれかにおいて、割当予定先は、当社に対し、本新株予約権の取得を請求する旨の通知(以下「取得請求通知」という。)を行うことができます。

割当予定先が取得請求通知を行った場合には、当社は、取得請求通知を受領した日から3週間以内に別紙発行要項に従い、本新株予約権の払込金額と同額の金銭を支払うことにより残存する本新株予約権の全部を取得しなければなりません。

3. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
435,788,340	5,000,000	430,788,340

(注) 1. 払込金額の総額は、本新株予約権の発行価額の総額(2,888,340円)に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額(432,900,000円)を合算した金額です。なお、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。

2. 行使価額が修正又は調整された場合には、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は増加又は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額及び発行諸費用の概算額は減少します。

3. 発行諸費用の概算額は、弁護士費用・本新株予約権評価費用及びその他事務費用(有価証券届出書作成費用、信託銀行手数料及び変更登記費用等)の合計です。

4. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

ご注意: この文書は、当社の行使価額修正条項付第1回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

(2) 調達する資金の具体的な使途

上記差引手取概算額 430,788,340 円について、具体的な使途及び支出予定時期は以下のとおりです。

具体的な使途	金額 (円)	支出予定時期
①真空吸着パッドゴム(※1)及び射出成型品(※2)の生産能力増強のための新工場建設資金	400,000,000	平成30年6月～平成32年6月
②真空吸着パッドゴム及び射出成型品の生産能力増強のための新規設備の導入に係る設備投資資金	30,788,340	平成30年6月～平成32年6月

- (注) 1. 上記差引手取概算額については、上記のとおり支出する予定であり、支出予定時期までの資金管理については、銀行預金等の安定的な金融資産で運用する予定です。
2. 本新株予約権の行使による払込みの有無と権利行使の時期は新株予約権者の判断に依存し、また本新株予約権の行使価額は修正又は調整される可能性があるため、調達できる資金の額及び時期は確定したのではなく、想定している調達資金の額及び支出予定時期に差異が発生する可能性があります。実際に調達した資金の金額が想定している調達資金の額を上回った場合には、超過分をすでに実施中の空気圧機器、非接触搬送機器等の真空機器及びロボットハンドシステム(※3)装置等に関する研究開発費に追加的に使用する予定です。また、想定している金額の資金を調達できなかった場合や支出予定時期との関係で不足が生じた場合には、自己資金又は借入金を充当する予定です。なお、②の新規設備投資については、新工場完工以前においても、既存の老朽化した生産工場棟において使用中又は稼働中の設備の状況に鑑み最適と判断されるタイミングで、同生産工場棟への仮設置も含め、①の新工場建設と並行して上表の支出予定時期中に順次行われる予定です。本新株予約権の行使により調達した資金は、上記①及び②の各資金使途のうち、支出時期が到来したものから、順次充当致します。
3. 上記支出予定時期は、本新株予約権の発行日から約4か月以降としております。当社は、上記「2. 募集の目的及び理由(2) 本新株予約権を選択した理由【他の資金調達方法との比較】」にも記載のとおり、発行後の株価の上昇時においてそのメリットを享受できるほか、複数回による行使及び行使価額の分散が期待され、行使禁止通知により行使時期を一定程度コントロールすることができることから、株価に対する一時的な影響が小さいため、本新株予約権の発行を選択しました。しかしながら、上記「2. 募集の目的及び理由(2) 本新株予約権を選択した理由【本スキームのデメリット】」にも記載のとおり、新株予約権の行使により達成される資金調達には時間を要し、市場環境次第では調達金額及び調達時期に不確実性を含むため、必要な資金を上記①及び②の使途への充当時期に合わせて資金調達するのではなく、適度に早い段階から調達して備えることが肝要であると考えたため、上記支出予定時期は本新株予約権の発行日から約4か月以降といたしました。なお、支出予定時期までの資金管理については、銀行預金等の安定的な金融資産で運用する旨、上記(注) 1. に記載のとおりであります。

【具体的な使途】

① 真空吸着パッドゴム及び射出成型品の生産能力増強のための新工場建設資金

当社の主力製品である、真空吸着パッドゴム及び射出成型品について、新製品開発のスピードを上げて市場投入を実施していくため、「2. 募集の目的及び理由(1) 資金調達の主な目的」に記載のとおり、製品の質・内容、生産量の増大及び生産効率の観点から生産能力の増強のための新工場建設への設備投資を行う予定です。

当社グループの真空機器製品のうち、真空吸着パッド関連売上高は当社グループの売上高の約50%を占めるほか、真空吸着パッドは当社独自技術による商品であるとともに新製品の販売拡大により売上が伸長している製品です。今後のさらなる売上高拡大に向けて、真空吸着パッドゴム関連製品の生産能力増強の取り組みは最重要事項であると考えております。なお、

ご注意：この文書は、当社の行使価額修正条項付第1回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

現状の生産拠点である岩手事業所においては、真空吸着パッドゴム及び射出成型品の生産工場棟は老朽化が進んでおり、主力工場横に新工場を併設し、成型から仕上げ、出荷までラインの改善構築を実施することで生産効率の向上及び生産能力の増強を図る事が出来ると考えております。現状の生産工場棟が老朽化している状況を踏まえ、生産能力を増強するため、岩手事業所において新たに工場（投資予定総額 400 百万円）を建設するための資金として 400,000,000 円を充当することと致します。

② 真空吸着パッドゴム及び射出成型品の生産能力増強のための新規設備の導入に係る設備投資資金

上記①に記載の新工場には、生産量の増大及び生産の効率化の観点から生産能力の増強のために真空吸着パッドゴム成型用油圧プレス機、射出成型品用射出成型機などの新規設備を導入する予定です。当該新規設備としては、今後の労働人口の減少に伴う当社従業員の減少も見据え、真空吸着パッドの自動計数機、真空吸着パッドのプレス成型後取り出しロボットなどの各種自動化設備を導入予定です。各種自動化設備の導入により、国内工場における生産量の増大及び生産効率の向上を図り、生産技術の伝承や技術流出の防止にも資すると考えております。このため、上記新規設備のための費用として 30,788,340 円を充当することを予定しております。

(※1) 真空吸着パッドゴムとは、真空吸着パッドのうち、ゴム成型して製造されるゴム素材のものをいいます。

(※2) 射出成型品とは、真空吸着パッドのうち、射出成型品である樹脂素材のものをいいます。

(※3) ロボットハンドシステムとは、ロボットハンドを中心とした検査装置、組立装置の総称です。

なお、当社の設備計画の内容については、平成 30 年 1 月 15 日現在、以下のとおりとなっております。

事業所名	所在地	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手予定年月	完成予定年月	完成後の増加能力
			総額(千円)	既支払額(千円)				
岩手事業所	岩手県奥州市	工場新設・機械設備・金型等	440,000	—	本新株予約権の発行及び行使による調達資金並びに自己資金又は借入金	平成 30 年 6 月	平成 32 年 6 月	工場 1,900 m ² 機械設備 (注 1)

(注) 1. 機械設備に係る完成後の増加能力は合理的に算出することが困難なため、記載を省略しております。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

当社は、今回のファイナンスにより調達した資金を、上記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当することで、今後の成長基盤の確立と中長期的な企業価値の向上を図れることから、株主価値の向上に資する合理的なものであると考えております。

5. 発行条件等の合理性

(1) 発行価額の算定根拠及び発行条件が合理的であると判断した根拠

当社は、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の本新株予約権買取契約及び覚書に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価格の評価を第三者算定機関である株式会社赤坂国際会計（代表者：黒崎知岳、住所：東京都港区元赤坂一丁目 1 番 8 号）（以下「赤坂国際会計」という。）に依頼しました。赤坂国際会計は、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の本新株予約権買取契約及び覚書に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、評価基準日の市場環境、当社株式の流動性、当社の資金調達需要、割当予定先の株式処分コスト、割当予定先の権利行使行動及び割当予定先の株式保有動向等を考慮した一定の前提（当社の株価、当社株式のボラティリティ、配当利回り、無リスク利子率、当社の資金調達需要が一樣に発生すること、資金調達需要が発生している場合には当社による行使禁止通知がなされないこと、当社からの通知による本新株予約権の取得が行われないこと、割当予定先は行使禁止通知のない場合に株価が権利行

ご注意：この文書は、当社の行使価額修正条項付第 1 回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

使価額を上回っている限り市場出来高の一定割合の範囲内で速やかに権利行使及び売却を実施すること、割当予定先が本新株予約権を行使する際に、当社がその時点で公募増資等を実施したならば負担するであろうコストと同水準の割当予定先に対するコストが発生すること等)を置き評価を実施しました。

当社は、赤坂国際会計が上記前提条件を基に算定した評価額3,703円を参考に、割当予定先との間での協議を経て、本新株予約権1個の払込金額を評価額と同額の金3,703円としました。

また、本新株予約権の当初行使価額は、当該発行に係る取締役会決議日の直前取引日(平成30年1月12日)の当社普通株式の普通取引の終値に相当する金額としており、その後の行使価額も、本新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日の当社普通株式の普通取引の終値の90%に相当する金額に修正されるものの、その価額は下限行使価額である333円を下回ることはありません。そのため、本新株予約権の行使価額は、最近6ヶ月間及び発行決議日直前取引日の当社株価と比べて過度に低い水準となることはなく、かかる行使価額を考慮して算定された評価額に基づき決定された本新株予約権の払込金額は適正な価額であると考えております。なお、本新株予約権の行使価額の修正比率90%は、当社普通株式の株価動向等を勘案した上で、割当予定先との間での協議を経て設定しました。

本新株予約権の払込金額の決定に当たっては、赤坂国際会計が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、赤坂国際会計の算定結果は合理的な公正価格であると考えられるところ、本新株予約権の払込金額は算定結果である評価額と同額であるため、適正かつ妥当な価額であり、本新株予約権の発行は割当予定先に対する有利発行には該当しないものと判断しております。

また、当社監査役全員も、赤坂国際会計は当社と顧問契約関係になく、当社経営陣から一定程度独立していると認められること、赤坂国際会計は割当予定先から独立した立場で評価を行っていること、赤坂国際会計による本新株予約権の価格の評価については、その算定過程及び前提条件等に関して赤坂国際会計から説明又は提出を受けたデータ・資料に照らし、当該評価は合理的なものであると判断できることに加え、本新株予約権の払込金額は赤坂国際会計によって算出された評価額と同額としていることから、割当予定先に特に有利でなく適法と判断しております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

今回の資金調達において、本新株予約権全てが行使された場合の交付株式数は最大780,000株(議決権数最大780個相当)であり、発行決議日現在の発行済株式総数8,285,000株に対し、最大9.41%の希薄化、平成29年6月30日現在の総議決権数7,310個に対して最大10.67%の希薄化が生じます。しかしながら、本新株予約権の行使の結果交付されることとなる当社普通株式には、全て自己株式を充当する予定であるため、本新株予約権の行使により当社の発行済株式総数は増加しないこと、また当該資金調達は、新工場の建設及び新規設備の導入により、当社主力商品である真空吸着パッドの生産効率の向上及び生産能力の拡大を図るとともに、製品の新規開発に資することにより、今後の収益性の向上や企業価値の向上に寄与し既存株主を含めた株主全体の利益につながることから、発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的な水準であると判断いたしました。

また、当社普通株式の過去6ヶ月における1日当たり平均出来高は67,058株であり、行使可能期間において円滑に市場で売却できるだけの十分な流動性を有していることや、割当予定先との間で締結する予定の覚書により、当社は、市場環境や当社株価動向に応じて、行使禁止期間を定め希薄化のタイミングをコントロールすることが可能であることから、本新株予約権の発行は市場に過度の影響を与える規模ではないと判断いたしました。

ご注意：この文書は、当社の行使価額修正条項付第1回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

6. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

(平成 29 年 3 月 31 日現在)

① 名 称	大和証券株式会社		
② 所 在 地	東京都千代田区丸の内一丁目 9 番 1 号		
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 中田 誠司 (平成 30 年 1 月 15 日現在)		
④ 事 業 内 容	金融商品取引業		
⑤ 資 本 金	1,000 億円		
⑥ 設 立 年 月 日	平成 4 年 8 月 21 日		
⑦ 発 行 済 株 式 数	810,200 株		
⑧ 決 算 期	3 月 31 日		
⑨ 従 業 員 数	8,785 人		
⑩ 主 要 取 引 先	投資家並びに発行体		
⑪ 主 要 取 引 銀 行	株式会社三井住友銀行、三井住友信託銀行株式会社		
⑫ 大株主及び持株比率	株式会社大和証券グループ本社		100%
⑬ 当事会社間の関係			
資 本 関 係	割当予定先が保有している当社の株式の数：6,000 株 (平成 29 年 6 月 30 日現在) 当社が保有している割当予定先の株式の数：0 株 (平成 29 年 6 月 30 日現在)		
人 的 関 係	該当事項はありません。		
取 引 関 係	当社の幹事証券会社であります。		
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	該当事項はありません。		
⑭ 最近 3 年間の経営成績及び財政状態 (単体)	(単位：百万円。特記しているものを除く。)		
決 算 期	平成 27 年 3 月期	平成 28 年 3 月期	平成 29 年 3 月期
純 資 産	700,728	781,164	839,193
総 資 産	12,068,012	10,524,143	10,285,825
1 株当たり純資産 (円)	864,883.09	964,162.20	1,035,785.78
営 業 収 益	386,659	369,158	334,911
営 業 利 益	136,590	114,541	82,414
経 常 利 益	138,687	116,272	85,234
当 期 純 利 益	127,032	80,859	58,461
1 株当たり純利益 (円)	156,791.37	99,801.97	72,156.28
1 株当たり配当額 (円)	86,400	—	124,000

(注) 割当予定先は、東京証券取引所の取引参加者であるため、東京証券取引所に対しては反社会的勢力に該当しないことに関する確認書の提出はしていません。

割当予定先の親会社である株式会社大和証券グループ本社は東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所に上場しており、また、「反社会的勢力への対応の基本方針」を策定し、反社会的勢力との関係断絶に努めていることを公表しております。当社はその文面を入手し、当該文面の内容を確認しております。さらに、警察等関係機関、法律関係者等と連携を密にして情報収集を行う一方で、対外諸手続き面においても反社会的勢力との「関係遮断の徹底」の充実を図っていること等、割当予定先である大和証券株式会社との面談によるヒアリングにおいて確認しております。また、同社は、上場企業が発行会社となる株式の公募の引受や新株予約権等の第三者割当による引受の実例を複数有しております。これらにより、当社は、割当予定先は反社会的勢力等の特定団体等とは何らの関係も有しないものと判断しております。

ご注意：この文書は、当社の行使価額修正条項付第 1 回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

(2) 割当予定先を選定した理由

当社は、本資金調達方法について検討していたところ、割当予定先である大和証券株式会社より本新株予約権の提案を受け、上記「2. 募集の目的及び理由（2）本新株予約権を選択した理由」に記載のとおり、資本金調達手法のみならず、負債性調達手法を含めた手法について検討を行ってきましたが、割当予定先から提案を受けた本スキームは、当社の判断によって希薄化をコントロールしつつ資金調達や自己資本増強を行い、資金調達の蓋然性を確保したいという当社のニーズを充足し得るファイナンス手法として、最適であると判断しました。

なお、同社が、①当社の幹事証券会社として当社と良好な関係を構築してきたこと、②国内外に厚い投資家基盤を有しているため、当社普通株式に対する機関投資家をはじめとする投資家の多様な需要に基づき、今回発行を予定している本新株予約権の行使により交付する株式の円滑な売却が期待されること、③上記「2. 募集の目的及び理由（2）本新株予約権を選択した理由」に記載の本資金調達方法の特徴を備える商品に関する知識が豊富であること、④今回の資金調達の実施にあたり十分な信用力を有すること等を総合的に勘案し、同社を割当予定先として選定いたしました。

なお、本新株予約権の発行は、日本証券業協会会員である大和証券株式会社による買受けを予定するものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」の適用を受けて募集が行われるものです。

(3) 譲渡制限及び割当予定先の保有方針

割当予定先は、本新株予約権を当社以外の第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の事前の承認を要するものとする旨定められる予定です。当社は、割当先より本新株予約権の行使により交付される当社普通株式を長期保有する意思を有しておらず、当社の株価及び株式市場の動向等を勘案しながら適時適切に売却する予定である旨口頭で報告を受けております。また、当社は、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同規程施行規則第436条第1項乃至第5項の定め並びに日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」に従い、制限超過行使を割当予定先に行わせないことを合意します。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、割当予定先が平成29年12月19日付で関東財務局長宛に提出した半期報告書(第26期中)の平成29年9月30日における中間貸借対照表により、割当予定先が本新株予約権の発行価額の総額の払込み及び新株予約権の行使に要する十分な現預金及びその他の流動資産を保有していることを確認したことから、当社としてかかる払込及び行使に支障はないと判断しております。

(5) 株券貸借に関する契約

本新株予約権の発行に伴い、本新株予約権の割当予定先は、本新株予約権の権利行使により取得することとなる当社普通株式の数量の範囲内で行う売付け等以外の本件に関わる空売りを目的として、当社普通株式の借株は行いません。

(6) その他

当社は、割当予定先との間で、本新株予約権買取契約の締結日以降、平成30年7月30日までの間、本新株予約権が存する限り、割当予定先の事前の書面による承諾なくして、当社の普通株式若しくはその他の株式、又は普通株式若しくはその他の株式に転換若しくは交換可能であるか若しくはこれらを受領する権利を有する一切の有価証券の発行、募集、販売、販売の委託、買取オプションの付与等を以下の場合を除き行わない旨を合意する予定です。

①発行済普通株式の全株式について、株式分割を行う場合。

②ストックオプションプランに基づき、当社の普通株式を買い取る、取得する若しくは引き受ける権利を付与する場合又は当該権利の行使若しくは当社の普通株式に転換される若しくは転換できる証券の転換により普通株式を発行若しくは処分する場合。

③本新株予約権を発行する場合及び本新株予約権の行使により普通株式を発行又は処分する場合。

ご注意：この文書は、当社の行使価額修正条項付第1回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

④本新株予約権と同時に本新株予約権以外の新株予約権を発行する場合及び当該新株予約権の行使により普通株式を発行又は処分する場合。

⑤合併、株式交換、株式移転、会社分割等の組織再編行為に基づき、又は事業提携の目的で、当社の発行済株式総数の5%を上限として普通株式を発行又は処分する場合。

7. 大株主及び持株比率

募集前（平成29年6月30日現在）	
伊勢興産株式会社	17.06%
伊勢 すが子	7.61%
伊勢 幸治	4.97%
妙徳従業員持株会	3.08%
MTA s i a株式会社	2.17%
神谷 信一	1.75%
株式会社日伝	1.69%
伊勢 三郎	1.53%
泉 真紀	1.48%
丸三証券株式会社	1.09%

(注) 1. 平成29年6月30日現在の株主名簿に基づき記載しております。

2. 割当予定先は本新株予約権の行使により取得する当社普通株式について長期保有を約していないため、今回の募集に係る潜在株式数を反映した「募集後の大株主及び持株比率」を表示していません。

3. 持株比率は、小数第3位まで算出し、その小数第3位を切り捨てています。

8. 今後の見通し

今回の資金調達による平成30年12月期当社業績に与える影響は、軽微であります。なお、今回の資金調達は、上記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当することにより、一層の事業拡大、収益性の向上や企業価値の向上に寄与し、既存株主を含めた株主全体の利益につながるものと考えております。

9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本新株予約権の発行は、①本新株予約権の行使により交付される普通株式に係る議決権数を発行決議日現在における当社の発行済株式総数に係る議決権総数の25%未満としていること、②支配株主の異動を伴うものではないこと（本新株予約権の全てが権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと）から、東京証券取引所の有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手又は株主の意思確認手続きは要しません。

10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績

	平成26年 12月期	平成27年 12月期	平成28年 12月期
連結売上高（百万円）	2,370	2,444	2,251
連結営業利益（百万円）	374	435	270
連結経常利益（百万円）	405	446	284
親会社株主に帰属する 連結当期純利益（百万円）	234	244	186
1株当たり連結当期純利益（円）	31.54	33.19	25.55
1株当たり配当金（円）	9.00	9.00	8.00
1株当たり連結純資産（円）	478.25	507.24	519.57

ご注意：この文書は、当社の行使価額修正条項付第1回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（平成29年12月31日現在）

種類	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	8,285,000株	100%
現時点の行使価額における潜在株式数の総数	104,000株	1.26%
下限値の行使価額における潜在株式数の総数	—	—
上限値の行使価額における潜在株式数の総数	上限行使価格はありません。	上限行使価格はありません。

(注) 上記潜在株式数は、ストックオプションによるものです。

(3) 最近の株価の状況

①最近3年間の状況

	平成26年12月期	平成27年12月期	平成28年12月期
始値	260円	299円	309円
高値	320円	356円	309円
安値	238円	270円	222円
終値	298円	309円	258円

②最近6か月間の状況

	平成29年 8月	平成29年 9月	平成29年 10月	平成29年 11月	平成29年 12月	平成30年 1月
始値	343円	392円	427円	566円	525円	569円
高値	385円	450円	594円	588円	574円	577円
安値	310円	334円	416円	452円	504円	553円
終値	385円	426円	566円	533円	560円	555円

(注) 平成30年1月の株価については、平成30年1月12日現在で表示しております。

③発行決議前営業日における株価

	平成30年1月12日現在
始値	556円
高値	569円
安値	555円
終値	555円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

以上

ご注意：この文書は、当社の行使価額修正条項付第1回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

(別紙)

株式会社妙徳

行使価額修正条項付第1回新株予約権発行要項

1. 新株予約権の名称 株式会社妙徳 行使価額修正条項付第1回新株予約権
(以下「本新株予約権」という。)
2. 新株予約権の総数 780個
3. 新株予約権の
払込金額 本新株予約権1個当たり3,703円
(本新株予約権の払込総額2,888,340円)
4. 申込期間 平成30年1月31日
5. 新株予約権の割当日 平成30年2月1日
6. 新株予約権の払込期日 平成30年2月1日
7. 募集の方法 第三者割当の方法により、大和証券株式会社に全ての本新株予約権を割り当てる。
8. 本新株予約権の目的である株式の種類及び種類ごとの数の算定方法
本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は当社普通株式780,000株とする(本新株予約権1個の目的である株式の数(以下「割当株式数」という。)は、1,000株とする。)
ただし、第9項によって割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
9. 本新株予約権の目的である株式の数の調整
(1) 当社が第13項の規定に従って行使価額(第10項第(2)号に定義する。)の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整されるものとする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

上記算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第13項記載の調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

- (2) 前号の調整は調整後割当株式数を適用する日において未行使の本新株予約権にかかる割当株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1円未満の端数は切り捨てるものとする。
 - (3) 調整後割当株式数を適用する日は、当該調整事由にかかる第13項第(2)号及び第(4)号記載の調整後行使価額を適用する日と同日とする。
 - (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権の新株予約権者(以下「本新株予約権者」という。)に通知する。ただし、第13項第(2)号⑦に定める場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。
10. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及び価額
(1) 本新株予約権1個の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、本項第(2)号に定める行使価額に割当株式数を乗じた額とするが、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。
(2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下「行使価額」という。)は、当初555円とする。ただし、行使価額は第12項又は第13項に従い修正又は調整される。
 11. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
 12. 行使価額の修正
(1) 行使価額は、修正日(第18項に定義する。)に、修正日の直前取引日(同日に終値がない場合には、そ

ご注意：この文書は、当社の行使価額修正条項付第1回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

の直前の終値のある取引日をいい、以下「算定基準日」という。)の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)における当社普通株式の普通取引の終値の90%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り上げる。以下「修正後行使価額」という。)に修正される。

- (2) 修正後行使価額の算出において、算定基準日に第13項記載の行使価額の調整事由が生じた場合は、当該算定基準日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値は当該事由を勘案して調整されるものとする。
- (3) 本項第(1)号及び第(2)号による算出の結果得られた金額が下限行使価額(以下「下限行使価額」という。)である333円を下回ることとなる場合には、修正後行使価額は下限行使価額とする。ただし、下限行使価額は第13項に従い調整される。

13. 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式の発行済株式総数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時 価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

「既発行普通株式数」は、当社普通株式の株主(以下「当社普通株主」という。)に割当てを受ける権利を与えるための基準日が定められている場合はその日、また当該基準日が定められていない場合は、調整後行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から調整後行使価額を適用する日における当社の保有する当社普通株式数を控除し、当該行使価額の調整前に本項第(2)号乃至第(4)号に基づき交付普通株式数とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えた数とする。なお、当社普通株式の株式分割が行われる場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式にかかり増加した当社普通株式数を含まないものとする。

- (2) 行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合及びその調整後行使価額の適用する日については、次に定めるところによる。

①行使価額調整式で使用する時価(本項第(3)号②に定義する。本項第(4)号③を除き、以下「時価」という。)を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合(ただし、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券若しくは権利の転換、交換若しくは行使による場合を除く。)

調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

②当社普通株式の株式分割又は当社普通株式の無償割当てをする場合

調整後行使価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

③取得請求権付株式であって、その取得と引換えに時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合(無償割当ての場合を含む。)、又は時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券若しくは権利を発行する場合(無償割当ての場合を含む。)

調整後行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券又は権利(以下「取得請求権付株式等」という。)の全てが当初の条件で転換、

ご注意：この文書は、当社の行使価額修正条項付第1回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の場合は割当日）又は無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、転換、交換又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する場合
調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、上記取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）に関して当該調整前に本号③又は⑤による行使価額の調整が行われている場合には、(i) 上記交付が行われた後の完全希薄化後普通株式数（本項第（3）号③に定義する。）が、上記交付の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、調整後行使価額は、超過する株式数を行使価額調整式の交付普通株式数とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、(ii) 上記交付の直前の既発行普通株式数を超えない場合は、本④の調整は行わないものとする。

- ⑤ 取得請求権付株式等の発行条件に従い、当社普通株式1株当たりの対価（本⑤において「取得価額等」という。）の下方修正その他これに類する取得価額等の下方への変更（本項第（2）号乃至第（4）号と類似の希薄化防止条項に基づく取得価額等の調整を除く。以下「下方修正等」という。）が行われ、当該下方修正等後の取得価額等が当該下方修正等が行われる日（以下「取得価額等修正日」という。）における時価を下回る価額になる場合

(i) 当該取得請求権付株式等に関し、本号③による行使価額の調整が取得価額等修正日前に行われていない場合、調整後行使価額は、取得価額等修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが当該下方修正等後の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして本号③の規定を準用して算出するものとし、取得価額等修正日の翌日以降これを適用する。

(ii) 当該取得請求権付株式等に関し、本号③又は上記(i)による行使価額の調整が取得価額等修正日前に行われている場合で、取得価額等修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが当該下方修正等後の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなしたときの完全希薄化後普通株式数が、当該下方修正等が行われなかった場合の既発行普通株式数を超えるときには、調整後行使価額は、当該超過株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、取得価額等修正日の翌日以降これを適用する。

- ⑥ 本号③乃至⑤における対価とは、当該株式又は新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の発行に際して払込みがなされた額（本号③における新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得又は行使に際して当該株式又は新株予約権の所持人に交付される金銭その他の財産の価額を控除した金額を、その取得又は行使に際して交付される当社普通株式の数で除した金額をいう。

- ⑦ 本号①乃至③の各取引において、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日まで、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

ご注意：この文書は、当社の行使価額修正条項付第1回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

- (3) ①行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。
- ②時価は、調整後行使価額を適用する日（ただし、本項第（2）号⑦の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。
- ③完全希薄化後普通株式数は、調整後行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、調整後行使価額を適用する日における当社の有する当社普通株式数を控除し、当該行使価額の調整前に、本項第（2）号乃至第（4）号に基づき交付普通株式数とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えたものとする（当該行使価額の調整において本項第（2）号乃至第（4）号に基づき交付普通株式数とみなされることとなる当社普通株式数を含む。）。
- ④本項第（2）号①乃至⑤に定める証券又は権利に類似した証券又は権利が交付された場合における調整後行使価額は、本項第（2）号の規定のうち、当該証券又は権利に類似する証券又は権利についての規定を準用して算出するものとする。
- (4) 本項第（2）号で定める行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
- ①株式の併合、資本金の減少、当社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部若しくは一部の承継、又は他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式の全部の取得のために行使価額の調整を必要とするとき。
- ②その他当社普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
- ③行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (5) 本項第（2）号及び第（4）号にかかわらず、本項第（2）号及び第（4）号に基づく調整後行使価額を適用する日が、第12項に基づく行使価額を修正する日と一致する場合には、本項第（2）号及び第（4）号に基づく行使価額の調整は行わないものとする。ただし、この場合においても、下限行使価額については、かかる調整を行うものとする。
- (6) 本項第（1）号乃至第（5）号により行使価額の調整を行うとき（下限行使価額が調整されるときを含む。）は、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権者に通知する。ただし、本項第（2）号⑦に定める場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。また、本項第（5）号の規定が適用される場合には、かかる通知は下限行使価額の調整についてのみ行う。

14. 本新株予約権の行使期間

平成30年2月2日から平成32年2月3日（ただし、第16項に従って当社が本新株予約権の全部を取得する場合には、当社が取得する本新株予約権については、当社による取得の効力発生日の前銀行営業日）まで。ただし、行使期間の最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を最終日とする。

15. その他の新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

16. 本新株予約権の取得条項

(1) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合には、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って、取得日の2週間前までに通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり3,703円にて、残存する本新株予約権の全部を取得することができる。

(2) 当社は、当社が消滅会社となる合併契約又は当社が他の会社の完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画（以下「組織再編行為」という。）が当社の株主総会（株主総会の決議を要しない場合は、取締役会）で承認された場合、当該組織再編行為の効力発生日以前に、会社法第273条及び第274条の規定に従って、取得日の2週間前までに通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり3,703円にて、残存する本新株予約権の全部を取得する。

17. 本新株予約権の行使請求及び払込の方法

ご注意：この文書は、当社の行使価額修正条項付第1回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

- (1) 本新株予約権を行使する場合には、機構（第25項に定義する。）又は社債、株式等の振替に関する法律（以下「社債等振替法」という。）第2条第4項に定める口座管理機関（以下「口座管理機関」という。）に対し行使請求に要する手続きを行い、第14項記載の本新株予約権の行使期間中に機構により第21項に定める本新株予約権の行使請求受付場所（以下「行使請求受付場所」という。）に行使請求の通知が行われることにより行われる。
- (2) 本新株予約権を行使する場合には、前号の行使請求に要する手続きに加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を機構又は口座管理機関を通じて現金にて第22項に定める本新株予約権の行使に関する払込取扱場所の当社の指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使請求を行った者は、その後これを撤回することができない。
18. 本新株予約権の行使請求の効力発生時期
本新株予約権の行使請求の効力は、機構による行使請求の通知が行使請求受付場所に行われ、かつ、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が第17項第(2)号記載の口座に入金された日（「修正日」という。）に発生する。
19. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定の理由
一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、権利行使期間、当社株式の株価、株価変動率、配当利回り、無リスク利率及び当社の資金調達需要等について一定の前提を置いて評価した結果を参考に、本新株予約権1個の払込金額を金3,703円（1株当たり金3,703円）とした。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第10項記載のとおりとし、行使価額は当初、本新株予約権の発行に係る取締役会決議日の直前取引日（平成30年1月12日）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値に相当する金額とした。
20. 新株予約権証券の不発行
当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しない。
21. 本新株予約権の行使請求受付場所
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
22. 本新株予約権の払込金額の払込及び本新株予約権の行使に関する払込取扱場所
株式会社三菱東京UFJ銀行 蒲田駅前支店
23. 読み替えその他の措置
当社が、会社法その他の法律の改正等、本新株予約権の発行要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
24. 社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用等
本新株予約権は、その全部について社債等振替法第163条の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた新株予約権であり、社債等振替法第164条第2項に定める場合を除き、新株予約権証券を発行することができない。また、本新株予約権及び本新株予約権の行使により交付される株式の取扱いについては、振替機関の定める株式等の振替に関する業務規程その他の規則に従う。
25. 振替機関
株式会社証券保管振替機構（「機構」という。）
26. 上記に定めるもののほか、本新株予約権の発行に関し必要な事項の決定は、当社代表取締役社長に一任する。
27. 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

以上

ご注意：この文書は、当社の行使価額修正条項付第1回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。